

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	地区海岸名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	延長(m) 施設数(基)	規模(現況) 代表堤防高 (T.P.m)	維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	海岸名	地区番号		地区名	受益面積 (約 ha)						
高度利用 ゾーン 名古屋港・ 常滑港ブ ロック①、 ②	海部	1	愛知県 (農村振興局)	約	住宅地 農地	堤防	傾斜式	7,047	5.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。 津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	・干潟の保全
		水門等						—	—	—	
	名古屋港	2	愛知県 (水管理・国土保 全局)	14,000	住宅地 農地	堤防	傾斜式	3,850	3.5 ~ 4.1	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟の保全
		4,492						4.6 ~ 6.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
3	飛鳥	愛知県 (水管理・国土保 全局、 水国・農振・共管)	14,000	住宅地 農地	堤防 (共管)	傾斜式	40	6.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟の保全	
水門等 (水・国)							—	—	—		
4	南陽	愛知県 (水管理・国土保 全局)	14,000	住宅地 農地	堤防	傾斜式	1,110	6.6	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	・干潟の保全	
							水門等 (共管)	—	—		—

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	地区海岸名		受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項			
	海岸名	地区番号	地区名	海浜管理者(所管)			地域	状況			受益面積(約 ha)	延長(m) 施設数(基)	代表堤防高(T.P.m)
高度利用ゾーン 名古屋港・常滑港・ロック③	名古屋港	5	汐止・空見ふ頭	名古屋港管理組合(港湾局)	名古屋市	住宅地 工場 商用地	10,000	護岸	—	1,630	2.7	巡視要領等に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・ウオーターフロント利用への対応 ・パブリックアクセスの確保
								胸壁等	—	1,470	4.3 ~ 4.7	巡視要領等に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								陸間等	—	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
								護岸	—	125	4.9	巡視要領等に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								胸壁等	—	2,138	4.2 ~ 4.7	巡視要領等に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
名古屋港	7	大手ふ頭	名古屋港管理組合(港湾局)	名古屋市	住宅地 工場 商用地	10,000	護岸	—	1,308	4.3 ~ 4.7	巡視要領等に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・ウオーターフロント利用への対応 ・パブリックアクセスの確保	
							陸間等	—	2	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
							胸壁等	—	382	4.7 ~ 4.9	巡視要領等に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
							水門等	—	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
							陸間等	—	11	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
名古屋港	8	中川口築地・ガーデンふ頭	名古屋港管理組合(港湾局)	名古屋市	住宅地 工場 商用地	10,000	護岸	—	3,282	4.5 ~ 4.7	巡視要領等に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・ウオーターフロント利用への対応 ・パブリックアクセスの確保	
							水門等	—	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
							陸間等	—	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
							胸壁等	—	603	4.6	巡視要領等に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
							水門等	—	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
名古屋港	9	堀川口	名古屋港管理組合(港湾局)	名古屋市	住宅地 工場 商用地	10,000	護岸	—	—	—	巡視要領等に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・ウオーターフロント利用への対応 ・パブリックアクセスの確保	
							陸間等	—	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
							胸壁等	—	—	—	巡視要領等に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
							水門等	—	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
							陸間等	—	3	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	地区海岸名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	地区 番号	地区名		地域	状況			延長(m) 施設数(基)	代表堤防高 (T.P.m)		
高度利用 ゾーン 名古屋港・ 常滑港ブ ロック③	10	築地東ふ 頭	名古屋港 管理組合 (港務局)			胸壁等	-	1,271	4.5 ~ 4.6	巡視要領等に依り、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、病棟に応じて必要な措置を講じる。	・ウオーターフロント利用への対応 ・ハブリックアクセスの確保
						陸間等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	11	大江山頭	名古屋港 管理組合 (港務局)			胸壁等	-	2,917	4.5 ~ 4.7	巡視要領等に依り、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、病棟に応じて必要な措置を講じる。	・ウオーターフロント利用への対応 ・ハブリックアクセスの確保
						陸間等	-	6基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	12	昭和ふ頭	名古屋港 管理組合 (港務局)	名古屋市	住宅地 工場 商用地	胸壁等	-	2,691	4.4 ~ 4.7	巡視要領等に依り、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、病棟に応じて必要な措置を講じる。	・ウオーターフロント利用への対応 ・ハブリックアクセスの確保
						陸間等	-	7基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	13	船尾ふ頭	名古屋港 管理組合 (港務局)			胸壁等	-	3,166	4.6 ~ 5.1	巡視要領等に依り、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、病棟に応じて必要な措置を講じる。	・ウオーターフロント利用への対応 ・ハブリックアクセスの確保
						陸間等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	14	潮見ふ頭	名古屋港 管理組合 (港務局)			胸壁等	-	7,751	4.5 ~ 5.2	巡視要領等に依り、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、病棟に応じて必要な措置を講じる。	・ウオーターフロント利用への対応 ・ハブリックアクセスの確保
						陸間等	-	4基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	地区海岸名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	地区 番号	地区名		地域	状況 (約 ha)			延基(m) 施設数(基)	代表堤防高 (T.P.m)		
高度利用 ゾーン 名古屋港・ 常滑港プ ロック④	15	東海北	愛知県 (水管理・国土保 全局)	東海市	1,600	堤防	傾斜式	6,126	5.1 ~ 5.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	-
						水門等	-	1基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
						堤防	傾斜式	778	5.3	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
	16	元浜	愛知県 (水管理・国土保 全局)	東海市	1,600	陸間等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	-
						堤防	傾斜式	530	5.3	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
						陸間等	-	2基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	17	養父	愛知県 (水管理・国土保 全局)	東海市	1,600	陸間等	-	2基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	-
						堤防	傾斜式	530	5.3	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
						陸間等	-	2基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	18	八幡新知	愛知県 (水管理・国土保 全局)	知多市	1,600	護岸	-	2,987	5.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	-
						護岸	-	2,135	4.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
						突堤	-	130	4基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
19	日長	愛知県 (水管理・国土保 全局)	知多市	1,600	水門等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	-	
					陸間等	-	4基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	地区海岸名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(頭取)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	地区番号	地区名		地域	状況			延長(m) 施設数(基)	代表堤防高 (T.P.m)		
高度利用 ゾーン 名古屋港・ 常滑港プ ロック⑤	知多	新舞子	愛知県 (水管理・国土保 全局)	知多市	約 640	堤防	傾斜式	2,004	4.5 ~ 4.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	砂浜・松林の保全 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
						突堤	—	410	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
						消波堤	—	700	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
	大野漁港	大野	常滑市 (水産庁)	常滑市	約 640	堤防	傾斜式	874	3.8 ~ 5.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	砂浜・松林の保全 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上 ・海水浴等の砂浜利用者への配慮
						突堤	—	181	—	空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
						陸間等	—	2基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	常滑	西之口・浦 地	愛知県 (水管理・国土保 全局)	常滑市	約 640	護岸	—	1,470	6.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	砂浜・松林の保全 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
						突堤	—	320	—	空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
						陸間等	—	1基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	鬼崎漁港	鬼崎	常滑市 (水産庁)	常滑市	約 640	堤防	傾斜式	2,014	3.8 ~ 5.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	砂浜・松林の保全 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
						護岸	—	308	—	空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
						胸壁	—	820	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
常滑	多摩	愛知県 (水管理・国土保 全局)	常滑市	約 640	突堤	—	228	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	砂浜・松林の保全 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上	
					水門等	—	4基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
					陸間等	—	5基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	地区海岸名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	地区番号	地区名		地域	状況			延量(m) 施設数(基)	代表堤防高 (T.P.m)		
高度利用 ゾーン 名古屋港・ 常滑港プ ロック⑥	25	三角新田	愛知県 (水管理・国土保 全局)	常滑市		堤防	傾斜式	190	5.3	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜・松林の保全 ・空筒利用への促進 ・海洋性レクリエーション需用への対応 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
	26	りんくう町	愛知県 (水管理・国土保 全局)			突堤	-	530 3基	6.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜・松林の保全 ・空筒利用への促進 ・海洋性レクリエーション需用への対応 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
	27	セントレア	愛知県 (港湾局)	常滑市	住宅地	消波堤	-	550	6.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜・松林の保全 ・空筒利用への促進 ・海洋性レクリエーション需用への対応 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
	28	常滑港	愛知県 (港湾局)			水門等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	・砂浜・松林の保全 ・空筒利用への促進 ・海洋性レクリエーション需用への対応 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
	28	常滑港	愛知県 (港湾局)			陸間等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	・砂浜・松林の保全 ・空筒利用への促進 ・海洋性レクリエーション需用への対応 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
	28	常滑港	愛知県 (港湾局)			堤防	傾斜式	1,185	6.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜・松林の保全 ・空筒利用への促進 ・海洋性レクリエーション需用への対応 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
28	常滑港	愛知県 (港湾局)			護岸	-	2,613	6.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜・松林の保全 ・空筒利用への促進 ・海洋性レクリエーション需用への対応 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上	
28	常滑港	愛知県 (港湾局)			護岸	-	5,059	2.8 ~ 6.4	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜・松林の保全 ・空筒利用への促進 ・海洋性レクリエーション需用への対応 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上	
28	常滑港	愛知県 (港湾局)			胸壁	-	4,617	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。	・砂浜・松林の保全 ・空筒利用への促進 ・海洋性レクリエーション需用への対応 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上	
28	常滑港	愛知県 (港湾局)			突堤	-	60 2基	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜・松林の保全 ・空筒利用への促進 ・海洋性レクリエーション需用への対応 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上	
28	常滑港	愛知県 (港湾局)			水門等	-	6基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	・砂浜・松林の保全 ・空筒利用への促進 ・海洋性レクリエーション需用への対応 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上	
28	常滑港	愛知県 (港湾局)			陸間等	-	16基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	・砂浜・松林の保全 ・空筒利用への促進 ・海洋性レクリエーション需用への対応 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上	

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	地区海岸名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	海浜名	地区番号		地区名	受益面積 (約 ha)			状況	地域		
自然利用 ゾーン 知多①②	常滑	29	愛知県 (水管理・国土保 全局)	西阿野	宅地	堤防	傾斜式	291	6.1	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜、松林の保全・復元 ・生物多様性の保全 ・海洋性レクリエーション需用への対応 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の創造 ・漁場の持続的利用の促進
							突堤	80	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							離岸堤	85	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							消波堤	230	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							堤防	634	5.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
							突堤	190	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
	知慮漁港	30	愛知県 (水管理・国土保 全局)	西阿野・熊野	宅地	消波堤	—	580	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜、松林の保全・復元 ・生物多様性の保全 ・海洋性レクリエーション需用への対応 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の創造 ・漁場の持続的利用の促進
							水門等	1	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							陸間等	1	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							堤防	1,467	4.3 ~ 5.9	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							護岸	716	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
							突堤	207	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
常滑	31	愛知県 (水管理・国土保 全局)	知慮	宅地	消波堤	—	1,028	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜、松林の保全・復元 ・生物多様性の保全 ・海洋性レクリエーション需用への対応 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の創造 ・漁場の持続的利用の促進	
						水門等	3	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
						陸間等	2	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
						堤防(水産)	842	4.5 ~ 6.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						護岸(水産)	877	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。		
						護岸(水産)	911	4.5 ~ 6.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
常滑	32	愛知県 (水管理・国土保 全局)	大谷	宅地	突堤(水産)	—	25	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜、松林の保全・復元 ・生物多様性の保全 ・海洋性レクリエーション需用への対応 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の創造 ・漁場の持続的利用の促進	

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	地区海岸名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項						
	地区番号	地区名		地域	状況			受益面積 (約 ha)	延長(m) 施設数(基)			代表堤防高 (T.P.m)					
自然利用 ゾーン 知多①	常滑	32	愛知県 (水管理・国土保 全局) 常滑市 (水産庁)	大谷		突堤(水 産)	-	72 3基	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年に一度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜、松林の保全・復元 ・生物多様性環境の保全 ・海洋性レクリエーション需用への対応 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の創進 ・漁場の持続的利用の促進						
												消波堤 (水・国)	-	490	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
												水門等(水 産)	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
												陸間等(水 産)	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
												堤防	傾斜式	62	3.6 ~ 4.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
												護岸	-	849	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
												突堤	-	59	3基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
												水門等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
												陸間等	-	1基	350	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
												護岸	-	1,270	4.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
34	坂井	愛知県 (水管理・国土保 全局)		突堤	-	465	6基	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜、松林の保全・復元 ・生物多様性環境の保全 ・海洋性レクリエーション需用への対応 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の創進 ・漁場の持続的利用の促進 ・海水浴等の砂浜利用者への配慮							
					消波堤	-	200	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。								
					水門等	-	2基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。								
					陸間等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。								
					護岸	-	455	4.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。								
					突堤	-	70	3基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。								
					消波堤	-	560	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年に一度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。								
					35	美浜	愛知県 (水管理・国土保 全局)	上野間			突堤	-	70	3基	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜、松林の保全・復元 ・生物多様性環境の保全 ・海洋性レクリエーション需用への対応 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の創進 ・漁場の持続的利用の促進
												消波堤	-	560	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年に一度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	地区海岸名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項	
	地区番号	地区名		地域	状況			受益面積 (約 ha)	延長(m) 施設数(基)			代表堤防高 (T.P.m)
自然利用 ゾーン 知多①	上野間漁 港	36	奥田・上野 間 美浜町 (水産庁)			護岸	-	640	4.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空用化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜、松林の保全・復元 ・生物多様性の保全 ・海洋性レクリエーション・専用への対応 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の創造 ・漁場の持続的利用の促進 ・歴史的行事の継承	
						胸壁	-	44	4.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。		
						突堤	-	90 2基	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						消波堤	-	139	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						水門等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
						陸間等	-	3基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
	美浜	37	奥田 愛知県 (水管理・国土保 全局)	美浜町		住宅地	護岸	-	1,980	4.4 ~ 4.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空用化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜、松林の保全・復元 ・生物多様性の保全 ・海洋性レクリエーション・専用への対応 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の創造 ・漁場の持続的利用の促進
							突堤	-	390 13基	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							水門等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							陸間等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							護岸	-	1,487	4.3 ~ 4.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空用化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							突堤	-	70 2基	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
美浜	38	野間・奥田 愛知県 (水管理・国土保 全局)	美浜町			水門等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	・砂浜、松林の保全・復元 ・生物多様性の保全 ・海洋性レクリエーション・専用への対応 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の創造 ・漁場の持続的利用の促進 ・海水浴等の砂浜利用者への配慮	
						陸間等	-	2基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
						護岸	-	281	4.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空用化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						突堤	-	50 1基	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						護岸	-	622	3.2 ~ 6.4	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空用化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						突堤	-	280 7基	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
富具崎港	40	富具崎 愛知県 (港務局)	富具崎			水門等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	・砂浜、松林の保全・復元 ・生物多様性の保全 ・海洋性レクリエーション・専用への対応 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の創造 ・漁場の持続的利用の促進	

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	地区海岸名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現况)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	地区 番号	地区名		地域	状況			受益面積 (約 ha)	延長(m) 施設数(基)		
自然利用 ゾーン 知多②	美浜	41	愛知県 (水管理・国土保 全局)	美浜町		護岸	-	1,212	5.2 ~ 5.9	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・生物生態環境の保全 ・海洋レクリエーション需用への対応 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の 創造 ・海場の持続的利用の促進 ・海水浴等の砂浜利用者への配慮
						突堤	-	90	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
						水門等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	南知多	42	愛知県 (水管理・国土保 全局)			護岸	-	1,478	4.5 ~ 5.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・生物生態環境の保全 ・海洋レクリエーション需用への対応 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の 創造 ・海場の持続的利用の促進
						突堤	-	125	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
						護岸	-	3,455	2.1 ~ 5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
	内海港	43	南知多町 (港湾局)		住宅地	護岸	-	475	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・生物生態環境の保全 ・海洋レクリエーション需用への対応 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の 創造 ・海場の持続的利用の促進 ・海水浴等の砂浜利用者への配慮
						突堤	-	250	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
						離岸堤	-	3基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	
	南知多	44	愛知県 (水管理・国土保 全局)	南知多町		護岸	-	1,943	4.7 ~ 5.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・生物生態環境の保全 ・海洋レクリエーション需用への対応 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の 創造 ・海場の持続的利用の促進
						突堤	-	525	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
						護岸	-	2,219	4.5 ~ 5.3	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
南知多	45	愛知県 (水管理・国土保 全局)	山海・豊浜		護岸	-	70	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・生物生態環境の保全 ・海洋レクリエーション需用への対応 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の 創造 ・海場の持続的利用の促進	
					離岸堤	-	480	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
					消波堤	-	290	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
											津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年点検を行い、適切な維持修繕を行う。

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	地区海岸名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(頭牙)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項	
	海岸名	地区番号		地区名	地域			状況	受益面積 (約 ha)			延長(m) 施設数(基)
自然利用 ゾーン 知多③	豊浜漁港	46	愛知県 (水産庁)	住宅地	140	堤防	傾斜式	3,292	3.4 ~ 8.2	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・生物生産環境の保全 ・海洋性レクリエーション需用への対応 ・海岸施設の利便性向上 ・歴史的行事の継承 ・漁場の持続的利用の促進	
						護岸	-	872	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						胸壁	-	222	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。		
						突堤	-	207	5基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						消波堤	-	1,028	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						水門等	-	-	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
	南知多	47	愛知県 (水管理・国土保 全局)	南知多町	-	-	護岸	-	1,899	5.1 ~ 5.9	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・生物生産環境の保全 ・海洋性レクリエーション需用への対応 ・海岸施設の利便性向上 ・歴史的行事の継承 ・漁場の持続的利用の促進
							消波堤	-	812	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							護岸	-	789	3.1	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							消波堤	-	240	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							護岸(水・ 国)	-	134	3.9	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							胸壁(港 湾)	-	178	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
師崎港	49	愛知県 (水管理・国土保 全局) 愛知県 (港湾局)	住宅地	320	消波堤 (水・国)	-	134	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・生物生産環境の保全 ・海洋性レクリエーション需用への対応 ・海岸施設の利便性向上 ・歴史的行事の継承 ・漁場の持続的利用の促進		
					水門等(港 湾)	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。			
					陸間等(港 湾)	-	9基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。			

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	地区海岸名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項	
	地区 番号	地区名		地域	状況			延袤(m) 施設数(基)	代表堤防高 (T.P.m)			
自然利用 ゾーン 知多③	師崎漁港	50	愛知県 (水産庁)	南知多町	住宅地	320	堤防	傾斜式	1,273	3.0 ~ 5.1	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	<ul style="list-style-type: none"> ・生物生態環境の保全 ・海洋レクリエーション需用への対応 ・海岸施設の利便性向上 ・歴史的行事の継承 ・漁場の持続的利用の促進
							護岸	—	403	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							胸壁	—	443	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
							消波堤	—	260	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							水門等	—	—	—	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							陸間等	—	2基	—	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	大井漁港	51	南知多町 (水産庁)	南知多町	住宅地	320	護岸	—	2,409	1.8 ~ 4.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	<ul style="list-style-type: none"> ・生物生態環境の保全 ・海洋レクリエーション需用への対応 ・海岸施設の利便性向上 ・歴史的行事の継承 ・漁場の持続的利用の促進
							突堤	—	12	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							水門等	—	1基	—	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							水門等	—	4基	—	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							陸間等	—	11基	—	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							陸間等	—	—	—	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	地区海岸名		海岸管理者(所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	海岸番号	地区名		地域	状況			延基(m) 施設数(基)	代表堤防高 (T.P.m)		
自然利用 ゾーン 知多④	師崎	52	愛知県 (水管理・国土保 全局・農漁共管)	南知多町	住宅地	堤防	傾斜式	998	3.4 ~ 4.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・生物生態環境の保全 ・海洋レクリエーション ・歴史的行事の継承 ・漁場の持続的利用の促進
						護岸(水・ 国)	-	1,255	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
						護岸(共 管)	-	663	3.9	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
						突堤	-	135 4基	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
						消波堤 (水・国)	-	530	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
						消波堤(共 管)	-	438	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
						水門等 (水・国)	-	1基	住宅地	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	
						水門等(共 管)	-	2基	住宅地	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	
						護岸	-	1,207	2.6 ~ 4.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
						突堤	-	213 7基	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
自然利用 ゾーン 知多④	豊丘漁港	53	南知多町 (水産庁)	美浜町	住宅地	離岸堤	-	400 4基	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・生物生態環境の保全 ・海洋レクリエーション ・歴史的行事の継承 ・漁場の持続的利用の促進
						水門等	-	2基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	
						陸間等	-	5基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	
						護岸	-	561	3.8 ~ 4.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
						突堤	-	75 3基	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
						消波堤	-	90	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
						陸間等	-	1基	住宅地	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	
						砂浜・松林の保全 ・生物生態環境の保全 ・海洋レクリエーション ・歴史的行事の継承 ・漁場の持続的利用の促進					

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	地区海岸名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項	
	海岸名	地区番号		地域	状況			受益面積 (約 ha)	延長(m) 施設数(基)			代表堤防高 (T.P.m)
自然利用 ゾーン 知多④	美浜	55	愛知県 (水管理・国土保 全局)	美浜町	河和・浦 戸・古布	住宅地	220	堤防	傾斜式	1,393 4.3 ~ 5.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空堀化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜・松林の保全 ・生物多様性の保全 ・海洋レクリエーション ・海岸施設の利便性向上 ・歴史的行事の継承 ・漁場の持続的利用の促進
								護岸	—	261	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空堀化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								突堤	—	275 4基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								消波堤	—	410	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								水門等	—	2基	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	
	美浜	56	愛知県 (水管理・国土保 全局)	美浜町 (水産庁)	住宅地	220	護岸	傾斜式	695 4.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空堀化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜・松林の保全 ・生物多様性の保全 ・海洋レクリエーション ・海岸施設の利便性向上 ・歴史的行事の継承 ・漁場の持続的利用の促進	
							胸壁	—	377	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。		
							陸間等	—	1基	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。		
							堤防	傾斜式	416 4.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空堀化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
							突堤	—	60 3基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
美浜	57	愛知県 (水管理・国土保 全局)	美浜町	住宅地	220	消波堤	傾斜式	390 —	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜・松林の保全 ・生物多様性の保全 ・海洋レクリエーション ・海岸施設の利便性向上 ・歴史的行事の継承 ・漁場の持続的利用の促進		
						水門等	—	1基	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。			
						堤防	傾斜式	442 4.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空堀化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。			
						護岸	—	64	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空堀化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。			
						突堤	—	110 6基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。			
美浜	58	愛知県 (水管理・国土保 全局)	美浜町	住宅地	220	消波堤	傾斜式	415 —	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜・松林の保全 ・生物多様性の保全 ・海洋レクリエーション ・海岸施設の利便性向上 ・歴史的行事の継承 ・漁場の持続的利用の促進		
						水門等	—	2基	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。			

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	地区海岸名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	海岸名	地区 番号		地区名	地域			状況	受益面積 (約 ha)		
自然利用 ゾーン 知多④	河和港	59	愛知県 (港湾局)	住宅地	220	護岸	-	2,346	3.9 ~ 5.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空掘化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	砂浜・松林の保全 ・生物生息環境の保全 ・海洋レクリエーション需用への対応 ・海岸施設の利便性向上 ・歴史的行事の継承 ・漁場の持続的利用の促進
						突堤	-	103	5基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
						消波堤	-	1,190	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
						水門等	-	4基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
						陸間等	-	5基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
						護岸	-	1,255	3.9 ~ 4.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空掘化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
	美浜	80	愛知県 (水管理・国土保 全局)	住宅地	220	突堤	-	285	10基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	砂浜・松林の保全 ・生物生息環境の保全 ・海洋レクリエーション需用への対応 ・海岸施設の利便性向上 ・歴史的行事の継承 ・漁場の持続的利用の促進
						消波堤	-	1,185	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
						水門等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
						堤防	傾斜式	977	4.5 ~ 4.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空掘化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
						突堤	-	230	7基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
						水門等	-	3基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	海岸名	地区番号	地区名	海岸管理者(所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
					地域	状況(約 ha)			延基(m) 施設数(基)	代表堤防高(T.P.m)				
自然利用ゾーン 知多⑤	師崎	62	篠島	愛知県(水管理・国土保全局)			護岸	-	1,449	4.2 ~ 5.9	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	砂浜・松林の保全、復元 ・生物多様性の保全 ・海洋レクリエーション需用への対応 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の創出 ・海岸施設の利便性向上 ・歴史的行事の継承 ・漁場の持続的利用の促進 ・海水浴等の砂浜利用者への配慮		
	篠島漁港	63	篠島	愛知県(水産庁)			護岸	-	674	3.4 ~ 5.3	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	砂浜・松林の保全、復元 ・生物多様性の保全 ・海洋レクリエーション需用への対応 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の創出 ・海岸施設の利便性向上 ・歴史的行事の継承 ・漁場の持続的利用の促進		
				南知多町		住宅地	陸間等	-		1基		津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
				篠島 25 日間賀島 20			護岸	-	4,241	3.1 ~ 5.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。			
							突堤	-	329		4基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。		
							離岸堤	-	200		2基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	砂浜・松林の保全、復元 ・生物多様性の保全 ・海洋レクリエーション需用への対応 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の創出 ・海岸施設の利便性向上 ・歴史的行事の継承 ・漁場の持続的利用の促進 ・海水浴等の砂浜利用者への配慮	
		日間賀漁港	64	日間賀	南知多町(水産庁)			消波堤	-	154		1基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
							消波堤	-	46				巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
							陸間等	-				15基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項	
	海岸名	地区 番号		地区名	受益面積 (約 ha)			状況	延長(m) 施設数(基)			代表堤防高 (T.P.m)
高度利用 ゾーン 衣浦港ブ ロック①	衣浦港	65	愛知県 (港湾局)	武豊町	910	住宅地 工場	堤防	傾斜式	4,076	2.6 ~ 5.3	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上 ・歴史的資産の保護
							護岸	—	3,019	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							胸壁	—	2,894	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
							突堤	—	648	9基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
							水門等	—	—	8基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							陸間等	—	—	6基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	半田	66	愛知県 (水管理・国土保 全局)	武豊町	910	住宅地 工場	堤防	傾斜式	2,005	4.9 ~ 5.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上 ・歴史的資産の保護
							堤防	傾斜式	230	5.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							堤防	傾斜式	1,200	5.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							堤防	傾斜式	1,183	5.1 ~ 5.3	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
衣浦港	70	愛知県 (港湾局)	半田市	910	住宅地 工場	水門等	—	—	2基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上 ・歴史的資産の保護	
						堤防	傾斜式	789	2.7 ~ 5.9	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
衣浦港	70	愛知県 (港湾局)	半田市	910	住宅地 工場	護岸	—	—	2,427	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上 ・歴史的資産の保護	
						胸壁	—	791	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。		
衣浦港	70	愛知県 (港湾局)	半田市	910	住宅地 工場	水門等	—	—	1基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上 ・歴史的資産の保護	
						陸間等	—	—	40基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	区域名		受益地域その状況			種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	海岸名	地区番号	地区名	海岸管理者(所管)	地域			状況	受益面積(約 ha)			延長(m)	代表堤防高(T.P.m)
高度利用ゾーン 衣浦港ブロンク①	半田	71	康備新田	愛知県 (水管理・国土保 全局)			堤防	傾斜式	660	6.2	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上 ・歴史的資産の保護	
													陸間等
	衣浦港	72	末広・西徳田	愛知県 (水管理・国土保 全局)	半田市	住宅地 工場	910	堤防	傾斜式	1,215	5.1 ~ 6.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上 ・歴史的資産の保護
	衣浦港	73	東徳田	愛知県 (農村振興局)				堤防	傾斜式	1,900	5.4	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上 ・歴史的資産の保護
衣浦港	74	亀崎	愛知県 (港湾局)				堤防	傾斜式	717	3.5 ~ 5.9	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上 ・歴史的資産の保護 ・海水浴等の砂浜利用者への配慮	
													護岸
							陸間等	—	37基	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。		
							陸間等	—	9基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	区域名		海岸管理者(所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	地区番号	地区名		地域	状況			延量(m) 施設数(基)	代表堤防高 (T.P.m)		
高度利用ゾーン 衣浦港ブ ロック②	75	洲の崎東 浦	愛知県 (港湾局)		住宅地 工場 農地	堤防	傾斜式	219	1.5 ~ 6.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空掘化等が確認された場合は、規模に応じた必要な措置を講じる。	・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上 ・歴史的資産の保護
東浦	76	藤江	愛知県 (水管理・国土保 全局、 水圏・農振共管)		東浦町	堤防(共 管)	傾斜式	954	4.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空掘化等が確認された場合は、規模に応じた必要な措置を講じる。	・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上 ・歴史的資産の保護
衣浦港	77	藤江・生路	愛知県 (農村振興局)		東浦町	水門等(共 管)	—	2基	—	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
東浦	78	生路	愛知県 (水管理・国土保 全局)		東浦町	堤防	傾斜式	772	4.8 ~ 4.9	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空掘化等が確認された場合は、規模に応じた必要な措置を講じる。	・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上 ・歴史的資産の保護
衣浦港	79	石浜	愛知県 (水管理・国土保 全局、 水圏・農振共管)		東浦町	堤防(共 管)	傾斜式	42	3.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空掘化等が確認された場合は、規模に応じた必要な措置を講じる。	・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上 ・歴史的資産の保護
衣浦港	80	衣崎	愛知県 (農村振興局)		刈谷市	堤防	傾斜式	985	4.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空掘化等が確認された場合は、規模に応じた必要な措置を講じる。	・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上 ・歴史的資産の保護
刈谷	81	大津崎	愛知県 (港湾局)		刈谷市	堤防	傾斜式	1,378	3.7 ~ 4.1	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空掘化等が確認された場合は、規模に応じた必要な措置を講じる。	・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上 ・歴史的資産の保護
刈谷	82	小垣江	愛知県 (水管理・国土保 全局)		刈谷市	堤防	傾斜式	600	4.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空掘化等が確認された場合は、規模に応じた必要な措置を講じる。	・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上 ・歴史的資産の保護

維持又は修繕に関する事項

20/43

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項	
	海岸名	地区番号		地区名	状況			受益面積 (約 ha)	延長(m) 施設数(基)			代表堤防高 (T.P.m)
高度利用 ゾーン 衣浦港ブ ロック②	高浜	83	吉浜・高浜	愛知県 (水管理・国土保 全局) ・ 愛知県 (農村振興局)	住宅地 工場 農地	1,800	堤防(水・ 国)	傾斜式	5,005	3.9~4.2	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上 ・歴史的資産の保護
							堤防(農 振)	直立式	20	4.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							水門等 (水・国)	—	7基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							水門等(農 振)	—	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							陸間等 (水・国)	—	1基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	

維持又は修繕に関する事項

21/43

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	地域	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	海岸名	地区番号			地区名	状況			受益面積 (約 ha)	延長(m) 施設数(基)		
高度利用 ゾーン 衣浦港ブ ロック③	84	高浜	愛知県 (港湾局)	高浜市	-	-	護岸	-	1332	4.1 ~ 4.7	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上 ・歴史的資産の保護
							胸壁	-	449	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
							水門等	-	2基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							陸間等	-	12基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							堤防	傾斜式	562	4.2 ~ 4.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							護岸	-	1,568	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
	85	新川	愛知県 (港湾局)	高浜市	住宅地 工場 農地	390	胸壁	-	579	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上 ・歴史的資産の保護
							水門等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							陸間等	-	2基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							護岸	-	1,510	4.1 ~ 4.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							陸間等	-	4基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							護岸	-	1,761	3.9 ~ 4.7	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
86	新須磨	愛知県 (港湾局)	碧南市	-	-	水門等	-	3基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	-	
						陸間等	-	2基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
						護岸	-	800	4.0 ~ 4.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						水門等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
87	浜寺	愛知県 (港湾局)	-	-	-	陸間等	-	2基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	-	
						陸間等	-	2基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項	
	海岸名	地区 番号		地区名	地域			状況	受益面積 (約 ha)			延長(m) 施設数(基)
高度利用 ゾーン 衣浦港プ ロック③		88	北川	愛知県 (水産庁)	碧南市	住宅地 工場 農地	390	堤防	傾斜式	422 2.0 ~ 4.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								護岸	-	676	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								胸壁	-	317	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
								水門等	-	6基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
								陸間等	-	10基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況			種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項	
	海岸名	地区 番号		地区名	地域	状況			受益面積 (約 ha)	延袤(m) 施設数(基)			代表堤防高 (T.P.m)
高度利用 ゾーン 衣浦港ブ ロック④	碧南	89	北川	愛知県 (水管理・国土保 全局)	碧南市	住宅地 農地	1,400	堤防	傾斜型	452	4.4	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空消化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								水門等	—	1基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
								堤防	傾斜型	1,760	4.0 ~ 4.2	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空消化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
	碧南	90	竜宮・権現	愛知県 (水管理・国土保 全局)	碧南市	住宅地 農地	1,400	陸間等	—	1基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
								堤防(水・ 国)	傾斜型	560	5.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空消化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								堤防(農 振)	傾斜型	60	5.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空消化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
	衣浦港	92	碧南	愛知県 (農村振興局)	碧南市	住宅地 農地	1,400	水門等(農 振)	—	1基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
								堤防	直立型	4,481	6.3	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空消化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								水門等	—	1基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	衣浦港	93	西尾	愛知県 (農村振興局)	西尾市	住宅地 農地	1,400	堤防	傾斜型	3,139	6.3	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空消化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								水門等	—	1基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
								水門等	—	1基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項	
	地区 番号	地区名		地域	状況			延長(m) 施設数(基)	代表堤防高 (T.P.m)			
高度利用 ゾーン 衣浦港 ロック⑤	衣浦港	94	愛知県 (農村振興局)	奥田	4,700	宅地 農地	堤防	傾斜式	236	5.3	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、稼働に応じて必要な措置を講じる。	-
									1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	西尾	95	愛知県 (水管理・国土保 全局)	奥田・平坂	4,700	宅地 農地	堤防	傾斜式	3,705	3.9 ~ 4.9	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、稼働に応じて必要な措置を講じる。	-
									1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	衣浦港	96	愛知県 (農村振興局)	小栗	4,700	宅地 農地	堤防	傾斜式	30	4.5	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、稼働に応じて必要な措置を講じる。	-
									1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	衣浦港	97	愛知県 (農村振興局)	西小那	4,700	宅地 農地	堤防	傾斜式	30	4.0	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、稼働に応じて必要な措置を講じる。	-
									1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	衣浦港	98	愛知県 (農村振興局)	市川	4,700	宅地 農地	堤防	傾斜式	30	4.0	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、稼働に応じて必要な措置を講じる。	-
									1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
衣浦港	99	愛知県 (港灣局)	平坂	4,700	宅地 農地	陸岸	-	1,602	1.4 ~ 4.1	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、稼働に応じて必要な措置を講じる。	-	
								114	-	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。		
西尾	100	愛知県 (水管理・国土保 全局)	寺津	4,700	宅地 農地	陸間等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	-	
								2基	-	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、稼働に応じて必要な措置を講じる。		

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項	
	海岸名	地区番号		地区名	受益面積 (約 ha)			証基(m) 施設数(基)	代表堤防高 (T.P.m)			
高度利用 ゾーン 衣浦港ブ ロック⑤	寺津漁港	101	西尾市 (水産庁) ・ 愛知県 (農村振興局)	地域	状況	堤防(水産)	傾斜式	1,096	2.4 ~ 4.4	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						堤防(農振)	傾斜式	60	4.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						胸壁(水産)	-	453	2.4 ~ 4.4	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。		
						突堤(水産)	-	50	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						水門等(水産)	-	1	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
	西尾	102	中根	愛知県 (水管理・国土保 全局)	住宅地 農地	4,700	水門等(農振)	-	1	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							堤防	傾斜式	1,043	4.5 ~ 5.1	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							水門等	-	1	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							堤防	傾斜式	140	5.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							水門等	-	1	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	衣浦港	103	中根	愛知県 (農村振興局)			堤防(水産)	傾斜式	740	4.5 ~ 5.4	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							堤防(農振)	直立式	96	4.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							水門等(農振)	-	1	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							堤防	傾斜式	880	4.1 ~ 5.9	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							陸間等	-	7	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
栄生漁港	105	治明	西尾市 (水産庁)			堤防	傾斜式	880	4.1 ~ 5.9	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						陸間等	-	7	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	海岸名	地区 番号		地区名	地域			状況	受益面積 (約 ha)		
高度利用 ゾーン 衣浦港ブ ロック⑤	一色	106	愛知県 (水管理・国土保 全局・農 水・農漁共管)	西尾市	住宅地 農地	4,700	堤防(水・ 国)	—	2,148 6.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに 基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	—
							堤防(農 振)	傾斜式	30 5.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに 基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							堤防(共 管)	傾斜式	30 5.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに 基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							突堤(水・ 国)	—	600 24基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等 が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							水門等 (水・国)	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							水門等(農 振)	—	2基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							水門等(共 管)	—	1基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							堤防	傾斜式	994 5.4 ~ 5.9	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに 基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							突堤	—	79.8 3基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等 が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							水門等	—	1基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
衣浦港	108	細川	愛知県 (農村振興局)	西尾市 (水産庁)	—	—	堤防	傾斜式	70 5.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに 基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	—
							水門等	—	1基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	海岸名	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
		地区 番号	地区名		地域	状況			延長(m) 施設数(基)	代表堤防高 (T.P.m)		
自然利用 ゾーン 蒲郡・幡豆 ブロック①	一色	109	細川・小坂	愛知県 (水管理・国土保 全局・農 水国・農振共管)	住宅地 農地	5,200	堤防(水・ 国)	傾斜式	1,142	5.8 ~ 6.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟・漁場の保全・復元 ・生物生息環境の保全 ・漁場の持続的利用の促進
							堤防(共 管)	傾斜式	20	5.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							突堤(水・ 国)	—	335	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							水門等 (水・国)	—	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							水門等(共 管)	—	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							堤防	傾斜式	35	5.9	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
	一色・藤 江・生田	110	一色・藤 江・生田	愛知県 (水管理・国土保 全局)	住宅地 農地	5,200	水門等	—	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	・干潟・漁場の保全・復元 ・生物生息環境の保全 ・漁場の持続的利用の促進
							堤防(水 産)	傾斜式	5,158	5.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							堤防(農 振)	傾斜式 直立式 (酒手島)	235	4.9 ~ 5.9	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							胸壁(水 産)	—	665	5.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
							突堤(水 産)	—	25	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							水門等(水 産)	—	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
一色・藤 江・生田	111	一色・藤 江・生田	愛知県 (水産庁) ・ 愛知県 (農村振興局)	住宅地 農地	5,200	水門等(農 振)	—	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	・干潟・漁場の保全・復元 ・生物生息環境の保全 ・漁場の持続的利用の促進	
						水門等(水 産)	—	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
						水門等(農 振)	—	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
						陸間等(水 産)	—	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
						陸間等(水 産)	—	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
						陸間等(水 産)	—	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	地域	受益地域その状況		種類	形式	規模(頭尻)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項	
	海岸名	地区番号			地区名	状況			受益面積 (約 ha)	延長(m) 施設数(基)			代表堤防高 (T.P.m)
自然利用 ゾーン 蒲郡・權豆 ブロック①	一色	112	愛知県 (水管理・国土保 全局・農 水国・農振共管)	西尾市	住宅地 農地	5,200	堤防(水・国)	傾斜式	2,239	5.9	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	干潟、藻場の保全・復元 ・生物生息環境の保全 ・漁場の持続的利用の促進	
							堤防(共管)	傾斜式	52	5.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
							突堤(水・国)	—	380 17基	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
							水門等(水・国)	—	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
							水門等(共管)	—	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
							堤防	傾斜式	40	5.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
	衣崎漁港	113	生田	愛知県 (農村振興局)	西尾市	5,200	水門等	—	1基	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	干潟、藻場の保全・復元 ・生物生息環境の保全 ・漁場の持続的利用の促進
							堤防	傾斜式	464	5.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
							水門等	—	1基	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	一色	115	生田・千間・吉田	愛知県 (水管理・国土保 全局・農 水国・農振共管)	西尾市 (水産庁)	5,200	堤防(水・国)	傾斜式	2,174	5.8 ~ 6.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	干潟、藻場の保全・復元 ・生物生息環境の保全 ・漁場の持続的利用の促進	
							堤防(共管)	傾斜式	30	5.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
							突堤(水・国)	—	250 11基	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						水門等(水・国)	—	2基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。			
						水門等(共管)	—	1基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。			

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項	
	海岸名	地区 番号		地区名	地域			状況	受益面積 (約 ha)			延長(m) 施設数(基)
自然利用 ゾーン 蒲郡・幡豆 ブロック①	吉良	116	生田・千 間・吉田	愛知県 (水管理・国土保 全局)			堤防	傾斜式	130	6.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物生息環境の保全 ・漁場の持続的利用の促進
								—	50	—	空洲化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
		堤防(水・ 国)	傾斜式	3,313	5.1 ~ 5.9	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物生息環境の保全 ・漁場の持続的利用の促進					
		堤防(共 管)	傾斜型	250	5.1 ~ 5.8	空洲化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。						
	117	吉田	愛知県 (水管理・国土保 全局、 水国・農振共管)	西尾市	住宅地 農地	5,200	水門等 (水・国)	—	490	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物生息環境の保全 ・漁場の持続的利用の促進
							水門等(共 管)	—	6基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	吉田港	118	吉田・白 浜・宮崎	愛知県 (港湾局)			堤防	傾斜式	128	5.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物生息環境の保全 ・漁場の持続的利用の促進
							護岸	—	970	5.5	空洲化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
		水門等	—	1基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物生息環境の保全 ・漁場の持続的利用の促進					
		陸間等	—	7基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。						

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	海岸名	地区番号		地区名	地域			状況	受益面積 (約 ha)		
自然利用 ゾーン 蒲郡・幡豆 ブロック②	宮崎漁港	119	西尾市 (水産庁)				護岸	-	1,045 4.3 ~ 7.4	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進 ・海水浴等の砂浜利用者への配慮
							突堤	-	326 2基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							離岸堤	-	64 1基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							陸間等	-	6基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	吉良	120	愛知県 (水管理・国土保 全局)	西尾市	住宅地	420	護岸	-	577 4.3	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進 ・海水浴等の砂浜利用者への配慮
							突堤	-	90 3基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							離岸堤	-	360 4基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							護岸	-	413 5.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
	幡豆	121	愛知県 (水管理・国土保 全局)	西尾市	住宅地	420	突堤	-	70 1基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進
							堤防	傾斜式	878 5.0 ~ 5.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							護岸	-	619	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							水門等	-	1基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
西幡豆漁 港	122	愛知県 (水産庁)				陸間等	-	5基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進	

ゾーン	海岸名	区域名		海岸管理者 (所管)	地域	受益地域その状況		種類	形式	規模(頭取)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
		地区番号	地区名			状況	受益面積 (約 ha)			延長(m) 施設数(基)	代表堤防高 (T.P.m)		
自然利用 ゾーン 播磨・幡豆 ブロック②	幡豆	123	鳥羽	愛知県 (水管理・国土保 全局、 水国・農振共管)	西尾市	住宅地	420	堤防(水・ 国)	傾斜式	414	5.0	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	干潟・藻場の保全・復元 ・生物多様性の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進
								堤防(共 管)	傾斜式	20	5.0	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								護岸(水・ 国)	-	134	-	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								突堤(水・ 国)	-	20	-	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								水門等 (水・国)	-	2基	-	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	
								水門等(共 管)	-	1基	-	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	
								堤防(水・ 国)	傾斜式	558	4.4	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								堤防(共 管)	傾斜式	30	4.9	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								突堤(水・ 国)	-	190	-	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								水門等 (水・国)	-	1基	-	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	
								水門等(共 管)	-	1基	-	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	
								西幡豆 西幡豆漁 港	西幡豆	125	西幡豆	愛知県 (水管理・国土保 全局)	
水門等	-	1基	-	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。									
堤防	傾斜式	663	5.0 ~ 5.8	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。									
護岸	-	1,334	-	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。									
突堤	-	40	-	巡回要領に従い、定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。									
陸間等	-	14基	-	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。									

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	地区 番号	地区名		地域	状況			受益面積 (約 ha)	延長(m) 施設数(基)		
自然利用 ゾーン 蒲郡・幡豆 ブロック②	海岸名										
	幡豆	127	愛知県 (水管理・国土保 全局)			護岸	-	665	4.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進 ・海水浴等の砂浜利用者への配慮
	東幡豆港	128	愛知県 (港湾局)			離岸堤	-	200 2基	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進
	東幡豆港	129	愛知県 (港湾局)	西尾市	住宅地	堤防	傾斜式	2,395	6.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進
	東幡豆港	130	愛知県 (港湾局)			護岸	-	2,057	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進
	幡豆	131	愛知県 (水管理・国土保 全局)			水門等	-	75 3基	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。 津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進
	幡豆	132	愛知県 (水管理・国土保 全局)	蒲郡市		陸間等	-	45基	-	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進
	蒲郡					護岸	-	324	5.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進
						護岸	-	575	6.2	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進
						堤防	傾斜式	248 4.4	~ 6.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進
						護岸	-	352	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進
						水門等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進
					陸間等	-	1基	-	津波や高潮来襲時における重要な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	・干潟・藻場の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進	

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項	
	海岸名	地区番号		地区名	地域			状況	受益面積 (約 ha)			延長(m)
自然利用 ゾーン 蒲郡・幡豆 ブロック②	知内漁港	133	愛知県 (水産庁)	西蒲	住宅地	420	堤防	傾斜式	516	1.7 ~ 5.3	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	干潟・藻場の保全・復元 ・生物生産環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進
							護岸	-	64	1.7 ~ 4.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							胸壁	-	462	1.7 ~ 4.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
							水門等	-	3	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	蒲郡	134	赤見山	愛知県 (水管理・国土保 全局)	蒲郡市	住宅地	420	陸間等	-	8	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。
								護岸	傾斜式	250	6.3	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。
	倉舞港	135	倉舞	蒲郡市 (港湾局)	住宅地	420	護岸	-	1,342	2.3 ~ 7.1	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	干潟・藻場の保全・復元 ・生物生産環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進
							胸壁	-	172	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
							突堤	-	369	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							離岸堤	-	290	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
佐久島漁港	136	佐久島	西尾市 (水産庁)	西尾市	住宅地	50	潜堤	-	190	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	干潟・藻場の保全・復元 ・生物生産環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進
							消波工	-	635	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							陸間等	-	10	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							護岸	-	4,292	1.6 ~ 4.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							突堤	-	582	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							陸間等	-	8	-	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
自然利用 ゾーン 蒲郡・幡豆 ブロック③	一色	137	愛知県 (水管理・国土保 全局)	西尾市	住宅地	50	護岸	-	3,010	3.2 ~ 3.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	干潟・藻場の保全・復元 ・生物生産環境の保全 ・観光資源の活用 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・漁場の持続的利用の促進
							堤防	傾斜式	1,067	3.1	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 防犯全等の計画的な維持修繕に努める。	

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	海岸名	地区 番号		地区名	地域			状況	受益面積 (約 ha)		
高度利用 ゾーン 三河湾ブ ロック①	三河港	139	愛知県 (港湾局)			護岸(港 湾)	直立式 傾斜式	737	2.1 ~ 4.7	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟の保全、復元 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
							傾斜式	2,230	6.3	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							—	600	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
	形原漁港	140	愛知県 (水産庁)			堤防	直立式 傾斜式	1,042	3.1 ~ 5.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟の保全、復元 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
							—	160	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							—	1,033	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
				蒲郡市	住宅地		水門等	—	4基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							陸間等	—	20基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							堤防	132	1.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
	蒲郡	142	愛知県 (水管理・国土保 全局)			突堤	—	26	1基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟の保全、復元 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
							堤防	690	5.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							水門等	—	2基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
		143	愛知県 (水管理・国土保 全局)			堤防	傾斜式	431	4.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟の保全、復元 ・ハブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
							水門等	—	1基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法		特に配慮する事項								
	海岸名	地区 番号		地区名	受益面積 (約 ha)			延袤(m) 施設数(基)	代表堤防高 (T.P.m)											
高度利用 ゾーン 三河港ブ ロック②	三河港	144	愛知県 (港湾局)	形原		陸岸	—	1,120	4.7 ~ 5.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		・干潟の保全、復元 ・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上								
										陸間等	—		3基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。						
	蒲郡		145	愛知県 (水管理・国土保 全局、 水国・農振共管)	鹿島		堤防(水 国)	傾斜式	765	3.1 ~ 4.3	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		・干潟の保全、復元 ・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上							
							堤防(共 管)	傾斜式	40	4.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。									
							突堤(水 国)	—	55 1基	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。									
							突堤(共 管)	—	50 1基	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。									
							水門等(共 管)	—	1基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。									
							—	—	—	4.6	—	・干潟の保全、復元 ・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上								
							堤防	傾斜式	769	5.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟の保全、復元 ・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上								
							水門等	—	1基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。									
							三河港		148	愛知県 (水管理・国土保 全局)	拾石・竹の 谷			堤防	傾斜式	948	3.6 ~ 3.7	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		・干潟の保全、復元 ・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
														堤防(水 国)	傾斜式	110	3.2	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
	堤防(共 管)	傾斜式	120	4.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。															
	堤防	直立式 傾斜式	619	4.5 ~ 6.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。															
	三河港		150	愛知県 (港湾局)	竹谷・拾石		水門等	—	1基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		・干潟の保全、復元 ・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上							
							陸間等	—	1基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。									

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	海岸名	地区 番号		地区名	受益面積 (約 ha)			状況	延長(m) 施設数(基)		
高度利用 ゾーン 三河港ブ ロック③	三河港	151	愛知県 (港湾局)	蒲郡	住宅地 商業地	220	堤防	直立式 傾斜式 混成式	1,012 2.6 ~ 4.7	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	干潟の保全、復元 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
							護岸	—	1,424	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							水門等	—	1基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	
							陸間等	—	14基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	
							堤防	直立式	160 3.7 ~ 4.7	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							胸壁	—	1,750	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
	三河港	152	愛知県 (水産庁)	蒲郡市	住宅地 商業地	220	水門等	—	4基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	干潟の保全、復元 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
							陸間等	—	28基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	
							堤防	直立式	539 3.7 ~ 6.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							護岸	—	290	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							陸間等	—	2基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	
							堤防	傾斜式	471	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
蒲郡	155	愛知県 (水管理・国土保 全局)	三河・大塚	住宅地 商業地	220	堤防	傾斜式	619	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	干潟の保全、復元 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上	
						護岸	—	4,706 2.6 ~ 5.1	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						胸壁	—	900	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						陸間等	—	1基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。		
						堤防	傾斜式	1,593 4.2 ~ 6.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						突堤	—	99 4基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
三河港	156	愛知県 (港湾局)	海陽	住宅地 商業地	220	水門等	—	4基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	干潟の保全、復元 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上	
						陸間等	—	1基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。		
						堤防	傾斜式	1,593 4.2 ~ 6.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						突堤	—	99 4基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						水門等	—	4基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。		
						陸間等	—	1基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。		
高度利用 ゾーン 三河港ブ ロック③	蒲郡	157	愛知県 (水管理・国土保 全局)	大塚	住宅地 商業地	220	水門等	—	4基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	干潟の保全、復元 ・海洋性レクリエーション需要への対応 ・パブリックアクセスの確保 ・海岸施設の親水性向上
							陸間等	—	1基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	
							堤防	傾斜式	1,593 4.2 ~ 6.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考 えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							突堤	—	99 4基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの 沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							水門等	—	4基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	
							陸間等	—	1基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行 う。	

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項	
	海岸名	地区番号		地区名	延基(m) 施設数(基)			代表堤防高 (T.P.m)				
高度利用 ゾーン 三河湾ブ ロック④		158	愛知県 (水管理・国土保 全局)	赤根	状況	堤防	傾斜式	862	4.3 ~ 4.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空消化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
								114	5基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
								2基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。			
								4基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。			
	御津		159	愛知県 (水管理・国土保 全局)	西方・御馬	住宅地	堤防	傾斜式	160	4.6 ~ 6.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空消化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
									184	7基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
									2基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
									1基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
	御馬流港		160	愛知県 (水管理・国土保 全局)	御馬	住宅地	堤防	傾斜式	209	5.9	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空消化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
									63	2基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
									466	4.4 ~ 5.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空消化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
									1,088	4.5 ~ 6.1	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空消化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
御津・豊橋		161	愛知県 (水管理・国土保 全局)	下佐藤新 田・梅敷	豊橋市	消波堤	-	118	-	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
								619	6.1	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空消化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	海岸名	地区番号		地区名	海岸管理者 (所管)			地域	状況		
高度利用 ゾーン 三河港プ ロック⑦	豊橋	168	愛知県 (水管理・国土保 全局・農漁共管)	豊橋市	住宅地 農地	3,300	堤防	傾斜式	5,903 3.2 ~ 5.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟の保全、復元
							堤防(共 管)	傾斜式	129 3.1	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							水門等(共 管)	-	4基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
高度利用 ゾーン 三河港プ ロック⑦	田原	169	愛知県 (水管理・国土保 全局)	田原市	住宅地 農地	3,300	堤防	傾斜式	1,311 3.3 ~ 4.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟の保全、復元
							堤防	傾斜式	160 3.4 ~ 3.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							堤防	傾斜式	1,771 3.8 ~ 3.9	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
高度利用 ゾーン 三河港プ ロック⑧	田原	171	愛知県 (水管理・国土保 全局)	田原市	住宅地 農地	3,300	突堤	-	105 1基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟の保全、復元
							水門等	-	1基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							堤防	傾斜式	1,773 3.6 ~ 3.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
高度利用 ゾーン 三河港プ ロック⑧	田原	172	愛知県 (水管理・国土保 全局)	田原市	住宅地 農地	3,300	水門等	-	1基	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	・干潟の保全、復元
							堤防	傾斜式	1,740 3.2 ~ 3.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
							堤防	傾斜式	610 3.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
高度利用 ゾーン 三河港プ ロック⑧	田原	175	愛知県 (水管理・国土保 全局)	田原市	住宅地 農地	3,300	堤防	傾斜式	1,300 3.3 ~ 4.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空筒化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟の保全、復元
							堤防	傾斜式	619	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							堤防	傾斜式	619	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項
	海岸名	地区番号		地区名	受益面積 (約 ha)			状況	地域		
自然利用 ゾーン 瀬美プロテ ク①	田原		愛知県 (水管理・国土保 全局)		住宅地	堤防	傾斜式	2,019	2.6 ~ 4.0	定期的に巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・砂浜の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・海岸施設の利便性向上 ・漁場の持続的利用の促進 ・海水浴等の砂浜利用者への配慮
								279	-	定期的巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
								574	-	定期的巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
								200	-	定期的巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
								160	-	定期的巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
								1448	3.9 ~ 4.1	定期的巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
	田原		愛知県 (水管理・国土保 全局)		住宅地	堤防	傾斜式	485	-	定期的巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・砂浜の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・海岸施設の利便性向上 ・漁場の持続的利用の促進 ・海水浴等の砂浜利用者への配慮
								21	-	定期的巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
								1	-	定期的巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
								346	3.6 ~ 5.0	定期的巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
								43	-	定期的巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
								1,755	2.8 ~ 4.1	定期的巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
瀬美		愛知県 (水管理・国土保 全局)		住宅地	堤防	傾斜式	95	-	定期的巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・砂浜の保全・復元 ・生物生態環境の保全 ・海岸施設の利便性向上 ・漁場の持続的利用の促進 	
							613	-	定期的巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。		
							17	-	定期的巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。		
							120	-	定期的巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。		
							619	-	定期的巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。		
							190	4.1	定期的巡回を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。		

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	区域名		海岸管理者(所管)	受益地域その状況		種類	形式	規模(頭取)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項	
	地区番号	地区名		地域	状況			延長(m) 施設数(基)	代表堤防高 (T.P.m)			
自然利用 ゾーン 濠美プロ ク①	宇津江漁港	182	宇津江	田原市 (水産庁)		護岸	—	862	9.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜の保全・復元 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の創出 ・生物多様性の保全 ・海岸施設の利便性向上	
	濠美	183	宇津江・江比間	愛知県 (水管理・国土保 全局)		護岸	—	957	4.1 ~ 6.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜の保全・復元 ・生物多様性の保全 ・海岸施設の利便性向上 ・漁場の持続的利用の促進	
	泉港	184	泉	愛知県 (水管理・国土保 全局)	住宅地	堤防	傾斜式	182	3.2 ~ 6.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜の保全・復元 ・生物多様性の保全 ・海岸施設の利便性向上 ・漁場の持続的利用の促進	
						水門等	—	2	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
						堤防(水・国)	傾斜式	3,951	3.0 ~ 5.1	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						堤防(水産)	傾斜式	537	3.5	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						堤防(共管)	傾斜式	29	3.8	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・干潟の保全、復元 ・人工海岸の緑化等の環境配慮 ・美しい海岸景観の保全 ・自然環境、健康づくりのための海岸空間の創出 ・海岸施設の利便性向上 ・漁場の持続的利用の促進	
						突堤(水・国)	—	485	21	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
						水門等(水・国)	—	1	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
						水門等(共管)	—	1	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
					堤防	傾斜式	230	3.9	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。			
					護岸	—	207	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	・砂浜の保全・復元 ・生物多様性の保全 ・海岸施設の利便性向上 ・漁場の持続的利用の促進		
					突堤	—	40	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空同化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。			
					水門等	—	1	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	区域名		海岸管理者 (所管)	地域	受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項	
	海岸名	地区 番号			地区名	状況			受益面積 (約 ha)	延基(m) 施設数(基)			代表堤防高 (T.P.m)
自然利用 ゾーン 渥美プロテ ク②	渥美	187	愛知県 (水管理・国土保 全局)				堤防	傾斜式	1,612	3.8 ~ 4.0	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	<ul style="list-style-type: none"> ・砂浜の保全・復元 ・生物多様性の保全 ・海岸施設の利便性向上 ・漁場の持続的利用の促進 	
							突堤	—	220	5基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
	福江/港	188	愛知県 (港務局)				堤防	傾斜式	4,966	2.0 ~ 5.1	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	<ul style="list-style-type: none"> ・砂浜の保全・復元 ・生物多様性の保全 ・海岸施設の利便性向上 ・漁場の持続的利用の促進 	
							護岸	—	133	—	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
							胸壁	—	160	2.0 ~ 3.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。		
							水門等	—	5基	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		
							陸間等	—	—	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							堤防	傾斜式	1,895	3.4 ~ 4.9	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
							堤防	直立式	351	2.5 ~ 4.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
							胸壁	—	230	2.5 ~ 3.7	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。		
	福江漁港						陸間等	—	—	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
							堤防(水・国)	傾斜式	828	4.7 ~ 5.7	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		
						堤防(共 管)	傾斜式	12	3.7	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。 空洞化等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。			
						離岸堤 (水・国)	—	110	1基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。			
						水門等(共 管)	—	—	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。		

維持又は修繕に関する事項

ゾーン	区域名		受益地域その状況		種類	形式	規模(現況)		維持又は修繕の方法	特に配慮する事項		
	海岸名	地区番号	地区名	海岸管理者(所管)			地域	状況			受益面積(約 ha)	延長(m) 施設数(基)
自然利用ゾーン 農業ゾーン ク③	福江港	192	立馬崎	愛知県 (農村振興局)	田原市	森林 観光施設	860	堤防	傾斜式	775 ~ 4.7	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・砂浜の保全・復元 ・生物生息環境の保全 ・海岸施設の利便性向上 ・漁場の持続的利用の促進
								離岸堤	—	300 3基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								水門等	—	—	津波や高潮来襲時における確実な操作が行えるように、年次点検を行い、適切な維持修繕を行う。	
	遷美	193	伊良湖	愛知県 (農村振興局)	田原市	森林 観光施設	860	堤防	傾斜式	9,743 4.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・砂浜の保全・復元 ・生物生息環境の保全 ・海岸施設の利便性向上 ・漁場の持続的利用の促進
								突堤	—	243 8基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								離岸堤	—	4,466 52基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
	伊良湖港	194	伊良湖	愛知県 (港湾局) 愛知県 (農村振興局)	田原市	森林 観光施設	860	堤防(農振)	傾斜式	610 4.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・砂浜の保全・復元 ・生物生息環境の保全 ・海岸施設の利便性向上 ・漁場の持続的利用の促進
								護岸(港湾)	—	1,326 1.7 ~ 4.6	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施し、予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕を行う。	
								突堤(港湾)	—	255 2基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
								離岸堤(港湾)	—	231 2基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	
伊良湖港	194	伊良湖	愛知県 (農村振興局)	田原市	森林 観光施設	860	離岸堤(農振)	—	470 6基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。	<ul style="list-style-type: none"> ・砂浜の保全・復元 ・生物生息環境の保全 ・海岸施設の利便性向上 ・漁場の持続的利用の促進 ・海水浴等の砂浜利用者への配慮 	
							港堤(港湾局)	—	333 2基	巡視要領に従い、定期的に巡視を行う。また、1回/5年程度、機能点検を実施する。ブロックの沈下等が確認された場合は、規模に応じて必要な措置を講じる。		